

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(Public Medical Hub:PMH)」事業にかかる保健衛生システムの情報連携改修業務委託	10 情報処理	日本コンピューター株式会社	7,590,000	R8.1.14	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub : PMH）」  
事業にかかる保健衛生システムの情報連携改修業務委託

### 2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

### 3 随意契約理由

保健衛生システムは、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療費助成事業等の事業について、対象者の受給資格管理、医療費の給付管理等を行っている。

本業務委託は、「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub : PMH）」との情報連携を行うための改修が必要となるためのものである。

当該システムにおいて、障害が発生した場合、受給者等に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、当該システムに関する専門知識を有する者による作業が必要である。

上記業者は、当該システムの開発元であり、専門知識を有する唯一の業者である。

よって、上記相手方と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）